

# 個性を尊重し、

(平成29年度標語募集 一般の部 最優秀作品 栗原 萌恵香さんの作品)

問 谷和原庁舎市民サポート課  
☎ 58 - 2111 (内線3203)

# 男女がともに協力し合う社会へ

## ■11月は市男女共同参画推進月間です

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮しながら、社会のさまざまな活動に一緒に取り組む社会のことをいいます。

市では、毎年11月を男女共同参画推進月間として、さまざまな推進事業を積極的に行っています。

## 第2次男女共同参画計画を推進しています

平成30年3月に、男女共同参画社会の実現に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進する新たな指針として、「第2次つくばみらい市男女共同参画計画」を策定しました。今後は計画に基づき、さまざまな施策を展開していきます。

今回は、全体のごく一部ですが、計画の根幹である6つの基本理念をご紹介します。

なお、計画の全体版は、図書館、コミュニティセンターなどに設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

### (1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の「男女の人権」が尊重されることが重要です。

### (2) 社会における制度または慣行についての配慮

社会における制度慣行が、性別による役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を

阻害する要因となるおそれがあることから、見直すことが必要です。そして、男女が性別にかかわらず様々な生き方を自分の意志で選択できる社会を築いていく必要があります。

### (3) 政策などの立案および決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や事業所、地域などあらゆる場において、政策等の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

### (4) 家庭生活における活動とほかの活動との両立

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、子育てや介護をはじめとする家庭生活を行ううえでの様々な活動について、家族としての男女が協力し合い、お互いに家庭生活と仕事や地域活動などの両

立を図ることができると環境を作ることが大切です。

### (5) 生涯にわたる健康への配慮

男女が互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、配慮されることが大切です。

### (6) 国際的協調

男女共同参画の取り組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を進めていくことが重要です。

## 図書館に啓発コーナーを設置します

市男女共同参画推進月間である11月に、男女共同参画に関するさまざまな本を図書館で紹介いたします。

▼設置期間 11月1日(木)～30日(金)

▼場所 図書館本館